

船舶事故調査報告書

平成28年7月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成28年2月10日 07時50分ごろ
発生場所	広島県三原市佐木島北岸沖 小佐木沖土岩照射灯から真方位115°420m付近 （概位 北緯34°21.6′ 東経133°06.6′）
事故の概要	作業船第18いるかは、作業船41いるかをえい航して東北東進中、また、漁船ことひら丸は、南西進中、両船が衝突した。 ことひら丸は、船長が負傷し、船首部に破口を生じて沈没し、また、第18いるかは、船首部に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成28年2月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 作業船 第18いるか、19.88トン 273-7520広島、有限会社内海潜水 14.30m×5.33m×1.20m、鋼 ディーゼル機関、139.75kW、昭和47年1月 B 作業船 41いるか、0.5トン 273-11897広島、有限会社内海潜水 5.32m (Lr) × 1.78m × 0.65m、FRP ガソリン機関、29.40kW、不詳 C 漁船 ことひら丸、2.51トン HS3-29692（漁船登録番号）、個人所有 8.00m (Lr) × 2.05m × 0.70m、FRP ディーゼル機関、77.20kW、昭和50年1月30日 第273-5699号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 60歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年2月3日 免許証交付日 平成23年8月23日 （平成29年6月18日まで有効） C 船長C 男性 76歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定

	免許登録日 昭和51年6月25日 免許証交付日 平成25年12月24日 (平成31年11月7日まで有効)
死傷者等	A なし C 軽傷 1人(船長C)
損傷	A 船首部に擦過傷 B なし C 船首部に破口(全損)
気象・海象	気象: 天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象: 上げ潮の初期、潮流 東流約1ノット(kn)
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、A船の船尾に無人のB船をえい航索で繋いで引船列(以下「A船引船列」という。)を構成し、船長Aが舵輪後方の椅子に腰を掛けて約6knの速力(対地速力、以下同じ。)で、手動操舵により柄鎌瀬戸(三原市小佐木島と佐木島との間の水道)を航行した。</p> <p>船長Aは、佐木島北岸に寄って東北東進していたところ、左舷船首方にC船を視認した。</p> <p>船長Aは、A船引船列が佐木島北岸に寄った針路で東北東進しているので、C船がA船引船列の左舷側を安全に通過するものと思い、航行を続けていたところ、A船の前部甲板に設置したクレーンの陰から出てきたC船を視認し、機関を中立とした。</p> <p>A船引船列は、平成28年2月10日07時50分ごろ、佐木島北岸沖において、A船の船首部とC船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、付近の海底に送水管が敷設されていることを知っていたので、錨泊できないと思い、A船を漂泊させて直ちにえい航していたB船に乗り移り、C船の救助に向かいながら海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>船長Aは、C船の船尾部にB船の船首部を着けて船長CをB船に乗り移らせた後、B船の船首からC船の右舷船尾にロープを係止し、船首部が水没したC船を佐木島北岸の浅所までえい航した。</p> <p>C船は、船長Cが1人で乗り組み、操舵室内の左舷側に渡した板に腰を掛け、約10knの速力で、手動操舵により南西進した。</p> <p>船長Cは、前方に船舶を見掛けなかったため、前方に航行の支障となる船舶はいないものと思い、コーヒーを飲もうと右舷方を向いて腰をかがめ、足元に置いたポットを開けてカップにコーヒーを注いでいたところ、衝撃を感じた。</p> <p>船長Cは、C船が浅所に乗り揚げたと思い、周囲を確認したところ、C船の船尾方にA船を認め、A船と衝突したことに気付いた。</p> <p>船長Cは、C船の船首方が沈んでいるので、沈没すると思い、操舵室船尾側にある出入口から逃げようとしたところ、船尾方から接近す</p>

	<p>るB船を認め、後部甲板に逃れてB船に救助された。</p> <p>船長Cは、左側頭部が衝突の衝撃で舵輪に当たって負傷し、病院に赴き、打撲と診断された。</p> <p>C船は、B船にえい航されて任意で乗り揚げたものの、自然に離礁して沈没し、船長Aが手配したクレーン船により、引き揚げられ、広島県尾道市吉和漁港に搬送された後、廃船処理された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、船尾から直径約20mm、長さ約5mの合成繊維製のえい航索を出し、B船の船首に繋いで引船列を構成していた。</p> <p>A船は、操舵位置から船首方を見ると、船首部甲板に設置されたクレーンにより、正船首方から左舷方にかけて約15°の範囲に死角が生じていた。</p> <p>A船及びC船は、共にレーダーを備えていなかった。</p> <p>船長Aは、ふだん身体を動かさずなどして左舷船首方の死角を補う見張りを行っていた。</p> <p>船長Aは、柄鎌瀬戸を航行した経験が数多くあり、ふだんから反航船と左舷対左舷で通過していた。</p> <p>船長Cは、柄鎌瀬戸を航行した経験が数多くあり、小佐木島南東岸から柄鎌瀬戸の中央にかけて浅所が拡張していることを知っていたので、その先端の沖土岩の上に設置された立標から離れて航行しようと思ひ、ふだんから佐木島北岸に寄った針路で柄鎌瀬戸を航行していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし、C あり</p> <p>A あり、B なし、C なし</p> <p>A なし、B なし、C なし</p> <p>A船引船列は、佐木島北岸沖において、柄鎌瀬戸を東北東進中、船長Aが、C船がA船引船列の左舷側を安全に通過するものと思ひ、左舷船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、C船がA船引船列に向けて接近して来ることに気付かず航行し、C船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、佐木島北岸に寄った針路で東北東進していたことから、C船がA船引船列の左舷側を安全に通過すると思つたものと考えられる。</p> <p>C船は、佐木島北岸沖において、柄鎌瀬戸に向かって南西進中、船長Cが、前方の見張りを適切に行っていなかったことから、右舷船首方から接近するA船引船列に気付かず航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>両船の運航状況から、船長Cが南西進を続けていた際、右舷船首方にA船引船列を認め得る状況にあったものと考えられるが、A船引船</p>

	列を認めることができなかつた状況を明らかにすることはできなかつた。
原因	本事故は、佐木島北岸沖において、A船引船列が東北東進中、C船が南西進中、船長Aが、C船がA船引船列の左舷側を安全に通過するものと思ひ、左舷船首方の死角を補う見張りを適切に行つておらず、また、船長Cが、前方の見張りを適切に行つていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・常時適切な見張りを行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

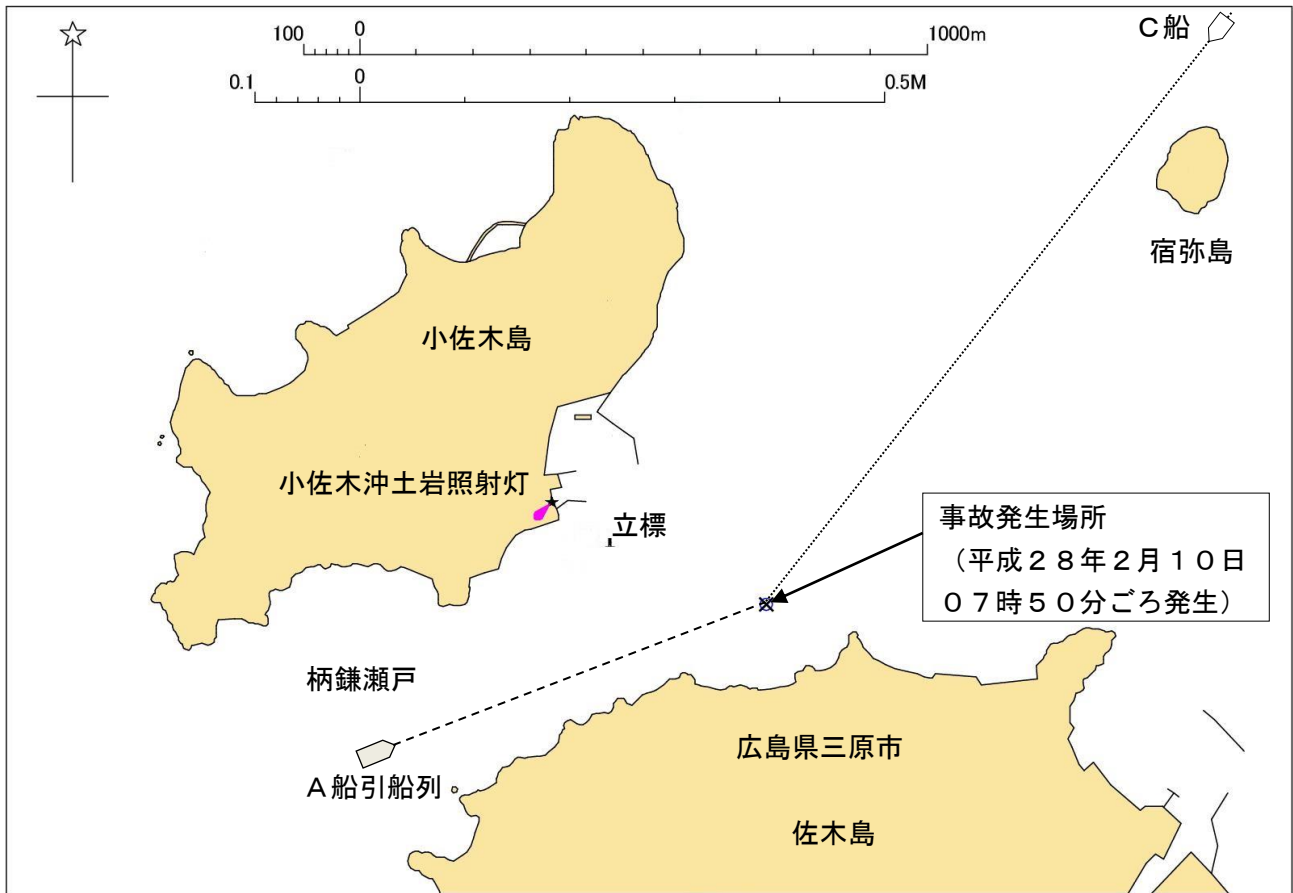


写真1 A船の操舵室



写真2 A船操舵室から見た船首方

